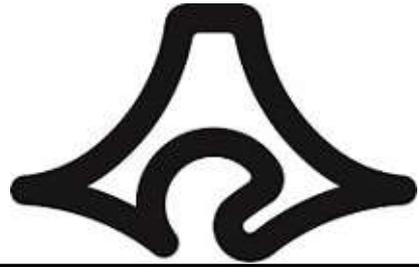


提供日 2024/08/29
タイトル 令和6年台風第10号に伴う災害救助法第2条第2項による
災害救助法の適用について
担当 危機管理部 危機対策課
連絡先 危機対策課長
TEL 054-221-2072



国は、令和6年台風第10号により災害が発生するおそれがあることから、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部を設置したところです。
これを受けて、県では県内の全市町において災害により被害を受けるおそれが生じていることから、県内全ての市町に災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用を決定しました。

1 適用市町

下田市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

2 適用年月日

令和6年8月29日